

旧中西家住宅（吹田吉志部文人墨客迎賓館）保存活用検討会議（第4回）

1. 開催日時 令和5年（2023年）9月7日（木） 14時00分～16時10分
2. 開催場所 旧中西家住宅（吹田吉志部文人墨客迎賓館）
3. 出席者 旧中西家住宅（吹田吉志部文人墨客迎賓館）保存活用検討会議委員
5名
出席委員：大上委員長、橋寺委員、山本委員、望月委員、西村委員
事務局：文化財保護課 葉山、坂原、立岡
旧中西家住宅（吹田吉志部文人墨客迎賓館） 松本
（一財）京都伝統建築技術協会 中村、村橋、鞍元
京都芸術大学 荻野
株式会社乃村工藝社 三輪、藤居

4. 公開・非公開の別 公開

5. 傍聴人数 0名

6. 前回議事録の確認

事務局より前回議事録の概要を説明し、確認を行った。なお、前回の会議で建造物の区分の設定について、意見のあった委員と事前に確認することとなっていた建造物の区分については、同委員からの助言を受けて保存活用計画素案に反映させたことについて、事務局より報告した。

7. 議事内容及び発言の要旨

(1) 保存活用計画第1章 計画の概要について

事務局より、保存活用計画素案の第1章「計画の概要」で、これまで提示してきた内容からの変更点を中心に説明を行った。

(変更点)

- ・保存活用計画の計画期間を5年間に定めた。
- ・勝手門について、「長屋門」の一部として国登録有形文化財に含まれていることを確認した。
- ・平成期に建てられた建物については、「環境保全計画」の中で保全方針について整理した。

(2) 保存活用計画第2章 建築の保存管理計画について

事務局より、保存活用計画素案の第2章「保存管理計画」で、これまで提示してきた内容からの変更点並びに「4 環境保全計画」「5 修理計画」の内容について説明を行った。

(変更点)

- ・建造物の保護の方針について、建築構造を専門分野とする委員に確認の上、再整理した。
- ・「庭園の保存管理計画」とは別に、建物に影響を及ぼす環境保全計画について、第2章に一項目を設けて記載した。

(質疑応答)

事務局：「5 修理計画」の表には「当面必要な措置」の内容と「耐震補強」の必要性しか記載されていない。今後根本的な修理計画が必要な建物についてもその旨表に掲載する。

委員：旧中西家住宅は古い瓦が残存していることが特徴だと思うが、葺き替え工事の際にどうしても残存率が減っていく。こういった場合はどのように対応しているのか。

事務局：文化財の修理に当たっては、瓦を一枚一枚確認し、使用できるものは再利用する。取り替える場合には、既存の瓦とできるだけ同じ形状のものを作成する。

委員：保存活用計画は5年間有効とのことだが、耐震補強工事は5年後に行うということか。

事務局：保存活用計画をもとに基本設計後、実施設計・修繕工事予算の確保を行い、工事が始められる段階になれば、5年を待たず実施する。耐震診断を実施した専門家によれば、現状と同程度の活用計画であれば、一刻も早く耐震補強を実施しなければならないほど耐震性能が足りないわけではないとのことであったので、修繕計画と合わせて実施するのが良いと考えている。

委員：保護の方針にある「保存部分」「保全部分」や基準1から5の区分けの違いをどう理解すればよいのかわからない。

事務局：「保存部分」「保全部分」などの区分けは、屋根や外壁面、空間といった大きなくくりの中で全体的な区分を行うものである。一方、基準1から5は、屋根や壁面、空間を構成する部材毎に基準を決めていくものである。基準1から5の区分けの資料については分量が多いため、本文ではなく別冊の「参考資料」に掲載する予定であり、最終段階では委員の皆様を確認いただく。

委員：「保存部分B」は復原することが前提となるのか。

事務局：必ずしもそうではない。旧中西家住宅については、つい最近まで住み続けられてきたという事実も尊重し、できるだけ現状のままで使い続けていくことを考えている。区

分けを行うことで、どこの部分に文化財としての歴史的な価値があるのかを示し、今後の修理の際に参考とすることを目的としている。

委員：国登録有形文化財（建造物）には現状変更の手続きがあるのか。

事務局：外観の1/4以上の変更については文化庁へ届け出る必要がある。

委員：「4 環境保全計画」の「図2-4-4-1 環境保全区域区分・建造物区分図」について、白抜きの部分は何か。

事務局：建物の軒内になり、保存部分となる。

委員：白抜きだとわかりにくいので、軒先ラインを破線などで表した方が良い。また、門については、柱が立っているだけなのか軒内があるのかがあいまいな表記になっているので、整理すること。

（3）保存活用計画第3章 庭園の保存活用計画について

事務局より、保存活用計画素案の第3章「庭の保存活用計画」で、これまで提示してきた内容からの変更点を中心に説明を行った。

（変更点）

- ・給水系統の集水桝、立水栓について設置物が新しいものについては、その他の要素に変更した。ただし、修理の際に水源に関する遺構が出てきた場合は本質的価値を構成する要素として区分する。
- ・離れ座敷西側の庭園の中に「中庭」の要素を追加した。

（質疑応答）

委員：庭園の樹木の構成表は計画に掲載しないのか。

事務局：第2回検討会議の資料として添付した一覧表を「参考資料」として素案に掲載する。

委員：庭園の調査は樹木医が行っているのか。

事務局：学問的な評価と樹木の健康状態、景観としての評価を行う文化財庭園調査の専門組織が行っている。組織の構成員には樹木医の資格を持つ者もいる。

委員：庭園の樹木が枯れた場合は文化庁への報告が必要なのか。

事務局：景観を復旧する場合は報告の必要はないが、伐採する場合は報告する。ただし、景観を復旧するための伐採の場合は、文化庁へ相談した段階で報告が必要ないとされる場合もある。

委員：建造物の場合は復原するという考え方があるが、庭園についても復原するということがあるのか。

事務局：所有者の意向に基づき復原か現状維持かを判断する。旧中西家の庭園については、名勝登録された時点の現状を維持する方針で整備していく予定である。ただし、今後新

たな知見が得られた場合は、庭園についても復原整備を行うという方針を取ることも考えられる。

(4) 保存活用計画第4章 防災計画について

事務局より、保存活用計画素案の第4章「防災計画」で、これまで提示してきた内容からの変更点を中心に説明を行った。質疑は特になし。

(変更点)

- ・電気配線設備については、今後漏電の恐れがないか調査を行い、必要に応じて整備していくことを明記した。
- ・防火管理区域の設定について、原則は文化財から20mの範囲で設定することになっているが、旧中西家住宅については周辺に吹田市が管理する建物以外の住宅が密集していること、敷地境界は塀などで囲まれていることから、防火管理区域を計画区域と同範囲に設定し直した。

(5) 保存活用計画第5章 活用計画について

事務局より、保存活用計画素案の第5章「活用計画」で、これまで提示してきた内容からの変更点並びに「2 公開活用計画」、「3 実施に向けての課題」の内容について説明を行った。

(変更点)

- ・静の公開を「公開計画」、動の活用を「活用整備計画」としていたが、二つを合わせて「公開活用計画」という項目に整理した。
- ・これまで提示してきた提案の中から実現可能性の高いものをピックアップして本文中に記載し、その他の提案については「参考資料」として整理した。

(質疑応答)

委員：保存活用計画の素案に対して市民から広く意見を募るのか。

事務局：計画が取りまとめられた段階でホームページ上に骨子案を提示し、パブリックコメントを実施する予定である。

委員：活用の内容が一般的すぎるのではないか。寄贈者の思いの中には、職人の研修に使ってほしい、という言葉もあったが、文化財に携わる職人の研修に利用するという内容を活用計画に入れてもよいのでは。

委員：小学生に対する公開というのは重要であると考えている。最近に住んでいる家の中に畳の部屋や床の間がなく、その存在を知らない子供が多い。そういった子供たちに体験してもらう機会を設けることは大事だと思う。ただし、大勢の人間が押し寄せることを望んでい

ない寄贈者の思いを考えると、方法を工夫する必要はあるだろう。

委員：「静」の公開と「動」の活用という言葉がわかりにくい。説明を詳しく記載するか、もう少しわかりやすい表記にしてもよいのではないか。

事務局：ハード面での整備中心で運営に負担がかからないものを「静」の公開、プログラムの運営などソフト面での活用を「動」の活用として整理した。文化財に携わる職人の研修といった内容については、「動」の活用のプログラムとして十分考えられると思う。

委員：展示を見てもらうだけでは小学生の興味を引けないのではないか。宿泊体験や生活体験など、実際に体験してもらう機会を提供することが大事ではないか。

委員：小学生だけではなく、中学・高校生にも対象を広げて、茶道部、書道部、将棋部などの部活で利用してもらうことも考えられる。学校や顧問の先生の協力を得て、施設に負担をかけずに若者が日本文化に興味を持ちそうなことを実施してはどうか。また、ガイドボランティアが減っているとのことだが、無償でお願いしているのか。

事務局：ガイドボランティアは、現在旧中西家住宅と同じ岸部地区在住の方 5 名程度でやりくりしている。近隣の方のみということもあり、交通費も支給していない。今後は交通費支給も検討しながら広く募集することを考えていきたい。

委員：ガイドボランティアを広く募集すると、やりがいを感じて継続的に活動してくれる人も集まってくると思う。

委員：旧中西家住宅は、江戸時代の建物を見ることができること、新しく開発された岸辺駅周辺と古い町並みの残る岸部地区とのギャップが魅力である。来館者のターゲットとしては子供と高齢者になると思うが、子供は親と一緒に来るので年代の範囲は広がる。吹田市は人の入れ替わりが激しいため、地域の歴史的な魅力を知らない人が多い。新しく市に住み始めた人たちに、吹田市や岸部地区の歴史、江戸時代の暮らしぶりなどを知ってもらい、当時の雰囲気を味わいながら文化活動を楽しんでもらえるとよいのではないか。そうやって魅力を感じてくれた人たちが個々に発信してくれると利用の裾野が広がる。

委員：室内楽の演奏などの文化的な活動もできるのではないか。地域のサークルに場所を提供し、定期的に演奏会を行えば、常に活用されているイメージがつく。

委員：吹田市近隣には大学も多いので、邦楽部などのクラブ活動などでも利用してもらえるのではないか。

委員：旧中西家住宅は岸辺駅から近いので、利点としてアピールしやすい。

委員：多くのアイデアを出していただいた。どれが実現できるか楽しみにしている。

(6) 保存活用計画第6章 保護に係る諸手続きについて

事務局より、保存活用計画素案の第6章「保護に係る諸手続き」について説明を行った。

(質疑応答)

委員：旧中西家住宅の建物の多くは、国登録有形文化財だけでなく吹田市指定有形文化財に

も指定されている。国に対する手続きだけでなく、市の条例に基づいた手続きについても記載する必要がある。

委員：旧中西家住宅の管理責任者は誰になるのか。

事務局：管理責任者は吹田市長である。

委員：吹田市や市長にも旧中西家住宅を積極的に利用してもらいたい。

委員：国の登録と市の指定はどちらが先なのか。

事務局：国の登録が先である。

8. その他

事務局より、「資料1 旧中西家住宅【吹田吉志部文人墨客迎賓館】保存活用計画作成のスケジュールについて」に基づき、次回の会議は11月下旬の予定とし、保存活用計画全体の確認を行うことについて説明を行った。

以上